

社労連 第335号
令和5年6月12日

都道府県社会保険労務士会 会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

株式会社エムケイシステムのランサムウェア感染に伴う
個人情報保護委員会への報告義務について

標記の件につきまして、株式会社エムケイシステムのサーバがランサムウェアによる不正アクセスを受けたことにより、同社が販売するソフトウェア「社労夢」を利用した電子申請及び公文書のダウンロード等ができない状況が継続しております。

同社は「現時点で情報漏洩した事実は確認できておりません」と情報を発出しておりますが、一方で、個人情報の漏洩が起こりうるとの認識から、個人情報保護委員会に対して、情報漏洩の恐れがある旨報告を行っているところです。

そのため、同社が提供している「社労夢」を利用している社労士及び当該社労士の顧問先事業主等は個人情報取扱事業者として、個人情報保護法第26条第1項及び個人情報保護法施行規則第8条に拠り、事態を承知した後、速やかに（5日以内）に個人情報保護委員会に報告する義務が生じます。

本件につきましては、連合会 HP 会員専用ページ及び連合会メールマガジンにおいて、「報告書雛形」を展開し、情報提供を行っておりますが、未だご承知でない先生方も多くおられると推察されることから、急ぎ、貴会より会員の先生方にご周知を賜りたくお願い申し上げます。

なお、同社は、「社労夢接続障害について（第19報）」において、「社労士事務所が個人情報保護委員会への報告義務を負わなくてよいように、個人情報保護委員会へ働きかけを行っているところ」との情報を発出致しておりますが、連合会としては、個人情報保護委員会との間で詳細な打ち合わせを行い、報告は必須である旨、確認を致しておりますので、ご承知置きください。

本件につきましては、都道府県社会保険労務士会及び同社「社労夢」を利用されておられる多くの先生方におかれましては、業務上多大なる影響を受けておられることについて、連合会と致しましても誠に心苦しく存じますが、今後必要とされる対応等につきまして、速やかにご案内申し上げたく存じますので、申し添えます。

(担当：デジタル化推進課)